

第2章 単位と卒業要件

1. 単位の計算方法

授業科目には単位数が定められています。

単位とは、科目を修得するために必要な学修量（時間）を数値で表したもので、1単位は、履修登録を行い、大学における15時間の講義に加えて30時間の予習・復習からなる自主学習が伴った45時間の学修を行った上で、さらに当該授業科目の行うべき授業回数の7割以上出席（端数切上げ）し、試験その他の方法により成績評価が合格と判定されることで得られるものです。

授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としています。ただし、単位を計算する上での1時間は45分とし、授業時間割上の1時限は2時間（90分）としています。

授業科目の講義、演習、実験、実習及び実技の単位の基準及び単位の数え方は次のとおりです。

なお、卒業論文、卒業研究の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めています。

授業種別	単位の基準	備考
講義	15時間の授業をもって1単位とする。	授業科目の内容に応じ、教育効果を考慮して、30時間の授業をもって1単位とすることができる。
演習	30時間の授業をもって1単位とする。	授業科目の内容に応じ、授業時間外に必要な学修を考慮して、15時間の授業をもって1単位とすることができる。
実験、実習及び実技	45時間の授業をもって1単位とする。	必要がある場合には、授業科目の内容及び授業の方法に応じ、教育効果を考慮して、30時間の授業をもって1単位とすることができる。 音楽の個人指導による実技の授業については、特に授業時間外に必要な学修を考慮して、10時間の授業をもって1単位とすることができる。なお、保育士資格に係る「保育実習Ⅰ、保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲ」として本学が開設する授業科目のうち実習施設における授業時間数については、40時間の授業をもって1単位とする。
講義、演習、実験、実習及び実技のうち2以上の方法により行う場合	その組み合わせに応じ、前3号に規定する基準により算定した時間の授業をもって1単位とする。	—
卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目	学修とその成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、前項の規定に関わらず、単位数を定めることができる。	—

〔授業時間と単位〕

本学では、1時限90分の授業が年30週（前期15週、後期15週）行われます。単位数は、90分（1時限）の授業時間を2時間相当の学修時間とみなし、事前・事後学習もあわせた時間で設定されています。

考え方例

2単位の講義・演習科目		
事前学習 2時間	週1回授業 2時間	事後学習 2時間
授業1：自主学習2		

..... 6（時間/週） × 15（週間） = 2単位

1単位の実験・実習科目	
週1回授業 2時間	事前・事後学習 1時間
授業2：自主学習1	

..... 3（時間/週） × 15（週間） = 45時間 = 1単位

※ 連続講義科目については、上記の考え方を倍にして考えてください。

〔単位の認定〕

履修登録を行い、その授業科目を履修し、当該授業科目の行うべき授業回数の7割以上出席し、試験に合格（60点以上）することにより、単位が与えられます。

ただし、その授業科目が開講されている期間の学期末まで在学している必要があります。

2. 卒業要件

本学に4年以上在学し、学部・学科が定める教育課程により学修し、科目区分毎に定められた必要単位数を含め124単位以上を修得しなければなりません。ただし、成績優秀者には3年以上の在学での卒業が認められています。

科目区分ごとに定められる必要単位数は入学年度ごとに定められています。

入学年度ごとの必要単位数は年度毎の学則（教育課程）を確認してください。

休学の期間は在籍していても在学期間には含めません。

卒業判定は、第8セメスター生に対して行われます。

〔卒業要件単位に含まれない科目〕

- (1) 特別教育科目の特別単位※1については、20単位を限度として自由科目に繰り入れることができますが、直接の卒業要件単位には含まれません。
- (2) 自由科目を履修し単位修得したものについては、修得単位の中から併せて20単位までを上限として卒業要件単位に算入することができますが、20単位を超える修得単位は卒業要件単位に含まれません。
- (3) 自己設計科目の教職に関する科目については、原則として、卒業に必要な単位に含まれません。

※1 特別単位…特別教育科目による特別単位、ボランティア活動、インターンシップ活動によって認定される特別単位

【平成 28・27・26 年度入学者対象】

健康福祉学部 総合福祉学科

- 1 教養科目の中から 10 単位以上
- 2 学部共通科目の中から 2 単位以上
- 3 専門科目の中から 60 単位以上
(学部共通科目 2 単位を超える単位は、専門科目の単位とすることができる。)

健康福祉学部 管理栄養学科

- 1 教養科目の中から 22 単位以上
- 2 学部共通科目の中から 6 単位以上
- 3 専門科目の中から 78 単位以上
(専門基礎分野から 27 単位以上、専門分野から 25 単位以上含む)
- 4 教養科目、専門科目及び自己設計科目の中から 18 単位以上

人間関係学部 心理学科

- 1 教養科目の中から 10 単位以上
- 2 学部共通科目の中から 2 単位以上
- 3 専門科目の中から 60 単位以上
(学部共通科目 2 単位を超える単位は、専門科目の単位とすることができる)

人間関係学部 子ども発達学科

- 1 教養科目の中から 10 単位以上
- 2 学部共通科目の中から 2 単位以上
- 3 専門科目の中から 60 単位以上
(学部共通科目 2 単位を超える単位は、専門科目の単位とすることができる)

(注)

1. 他大学との単位互換協定に基づき、単位を修得した場合、その単位は科目の単位として認定されます。

【平成 25 年度入学者対象】

健康福祉学部 総合福祉学科

教養科目	学びの基礎を身につける科目		4	22
	国語表現力を高める科目		2	
	英語表現力を高める科目		1	
	情報処理技能を高める科目		1	
	世界を理解する科目		2	
	就業力を高める科目		2	
	幅広い知識を身に付け創造力を高める科目		8	
専門科目	学部共通科目		6	84
	学科コア科目		28	
	基礎専門科目	ただし、専門科目必修 18 単位以外の専門科目もこの 32 単位以上を含めることができる。また、32 単位を超えて履修	32	

		した単位は自己設計科目 18 単位に含めることができる。		
	専門科目	ただし、18 単位を超えて履修した単位は自己設計科目 18 単位に含めることができる。	18	
自己設計科目		自己設計科目の各学科の指定する科目、教養科目及び専門科目の中から 18 単位必修	18	18
合計				124 単位

健康福祉学部 食健康栄養学科

教養科目	学びの基礎を身につける科目	4	22
	国語表現力を高める科目	2	
	英語表現力を高める科目	1	
	情報処理技能を高める科目	1	
	世界を理解する科目	2	
	就業力を高める科目	2	
	幅広い知識を身に付け創造力を高める科目	8	
専門科目 (*2)	学部共通科目	6	84
	専門基礎分野	24	
	専門分野	26	
	専門発展分野 (*1)		
自己設計科目		18	18
合計			124 単位

(*1) 「専門発展分野」から「自己設計科目」へ読み替えることができる。

(*2) 「専門科目」の各分野に定められた単位数以外に「専門科目（自己設計科目に含めた科目は除外する）」から 28 単位以上を修得すること。

人間関係学部 心理学科

教養科目	学びの基礎を身につける科目	4	22
	国語表現力を高める科目	2	
	英語表現力を高める科目	1	
	情報処理技能を高める科目	1	
	世界を理解する科目	2	
	就業力を高める科目	2	
	幅広い知識を身に付け創造力を高める科目	8	
専門科目	学部共通科目	6	84
	共通専門科目 (心理学実験・心理学検査実習・データ解析実習のうち 2 科目必修)	26	
	コース別専門科目 (ただし内訳は、自コース 18 単位以上、他コース各 12 単位以上とする。 超えた単位数は専門科目関連科目・自己設計科目に含めることができる。)	42	
	専門関連科目 (ただし、超えた単位数は自己設計科目に含むことができる)	10	
自己設計科目		18	18
合計			124 単位

※「自由科目」で修得した単位については、「自己設計科目」として 18 単位を上限に充当することができる。

教養科目	学びの基礎を身につける科目	4	22
	国語表現力を高める科目	2	
	英語表現力を高める科目	1	
	情報処理技能を高める科目	1	
	世界を理解する科目	2	
	就業力を高める科目	2	
	幅広い知識を身に付け創造力を高める科目	8	
学部共通科目	学部共通科目	6	84
学科コア科目	学科コア科目	8	
学科選択科目	学科選択科目	12	
関連専門科目	ただし、学科選択科目のうち卒業に必要な単位数を超えた8単位まで含めることができる。	58	
自己設計科目	自己設計科目の各学科の指定する科目、教養科目及び専門科目の中から18単位必修	18	18
合計			124単位

3. 卒業時期

卒業の時期は、後期末（3月）又は前期末（9月）です。

後期末（3月）：後期終了時において卒業要件を充足した場合、卒業とします。

前期末（9月）：前期終了時において卒業要件を充足した場合、卒業とします。

4. 卒業の認定

卒業要件を満たした学生は卒業が認められ、**卒業証書・学位記**が授与されます。卒業の認定を受けた学生には、**学士の学位**が授与されます。

【3月卒業】

- (1) 卒業の認定は、3月上旬までに学長が行います。
- (2) 卒業者の発表は、平成29年3月2日（木）の午前9時30分に教務課掲示板で行われます。
- (3) 卒業が認定された学生には、保証人宛に卒業式の案内をお送りします。
- (4) 卒業が認められなかった学生には、保証人宛に卒業判定結果通知を送付します。（休学中の学生には通知しません。）
- (5) 卒業の認定結果に関する電話での問合せには、一切お答えしていません。

【卒業不認定になったら】

卒業延期の通知が届いたら、今後の履修方法について至急クラス担任に相談してください。

- (1) 卒業不認定により、卒業延期になった場合は、通常どおり履修登録期間内に履修登録をし、授業に出席してください。卒業延期自体の特別な手続きはありません。
- (2) ガイダンスにも出席し新クラス担任の指導を受けてください。
- (3) 新年度前期休学を希望する場合は、至急クラス担任に連絡をとり、休学の手続きをとってください。前期に休学する学生については前期ガイダンスに出席する必要はありません。

〔9月卒業〕

前年度卒業延期になった学生が、前期で卒業要件を満たすことができれば、9月卒業が認定されます。

- (1) 9月卒業を希望する学生は、前期で卒業要件を満たすように、履修に注意してください。
- (2) 9月卒業の可否については、学生本人が前期に履修した科目の成績を確認し、卒業要件を満たしているかを再度点検してください。
- (3) 卒業要件を満たしていることを確認できたら、教務課に申し出てください。卒業式等の詳細をお知らせします。
- (4) 所定の手続きを経て、正式に卒業の認定及び卒業式の案内を学生宛に文書で通知します。

5. 学 位

所定の期間在学し、卒業に必要な単位を修得した学生は卒業が認定され、次の学位が与えられます。

学 部	学 科	学位(専攻分野)
健康福祉学部	総合福祉学科	学士(総合福祉学)
	食健康栄養学科	学士(食栄養学)
	管理栄養学科	学士(栄養学)
人間関係学部	心理学科	学士(心理学)
	子ども発達学科	学士(子ども学)

6. 卒業の延期

卒業要件を満たす者が、引き続き在学することを希望し、卒業の延期を願い出た場合は、原則として1年間の延期を認めます。ただし、当該学期までの授業料等の納付金を完納しており、かつ引き続き在学することにより、在学期間が学則の規定する年数を超えないこととします。なお、卒業延期期間中の休学は認めません。

7. 卒業見込証明書の発行

第7・8 セメスター生

【第7セメスター生発行基準（前期のみ）】

「在学期間」「卒業要件として定める教養科目・専門科目及び学部共通科目」について、以下のすべての条件を満たした場合、申請により発行します。

- ・ 在学期間が3年（第6セメスター）を超えていること。
- ・ 教養科目・専門科目・学部共通科目及び自由科目（20単位内）を含めて92単位以上修得していること。
- ・ 専門科目を48単位以上修得していること。
- ・ 前期履修登録可能単位数と後期履修登録可能単位数とを合わせて卒業要件単位数を充足することが可能であること。

【第8セメスター生発行基準（前期・後期共通）】

「在学期間」「卒業要件として定める教養科目・専門科目及び自由科目（20単位以内）」について、以下のすべての条件を満たした場合、申請により発行します。

- ・ 在学期間が3.5年（第7セメスター）を超えていること。
- ・ 教養科目・専門科目・学部共通科目及び自由科目（20単位以内）を含めて104単位以上修得していること。
- ・ 専門科目を72単位以上修得していること。
- ・ 当該学期の履修登録により卒業要件単位数を充足することが可能であること。

〈発行時期〉

卒業見込証明書は履修登録することを前提に発行します。

したがって前期、後期ともに必ず履修登録してください。

詳細な日程については掲示板で確認してください。